

平成29年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年7月5日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (7名)

1 番委員：加曾利益弘	5 番委員：磯野幸作
6 番委員：藤平重男	7 番委員：押元康郎
8 番委員：猿田義久	10 番委員：山岸 潔
11 番委員：岩瀬貞夫	11

<欠席委員> (4名)

2 番委員：佐川順一郎	3 番委員：齋藤豊彦
4 番委員：君塚作治	9 番委員：浅野幸男

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 4 8 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今から平成 29 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 7 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立します。なお、佐川委員、齋藤委員、君塚委員及び浅野委員におかれましては、本日都合により欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の氏名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を 6 番の藤平委員、8 番の猿田委員を指名します。

議事日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号 番号 6 から 8 まで一括して説明し、担当委員の現地調査の報告後、1 件ごとに審議をお願いします。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 7 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 6 泉水地先 1 筆 地目 田 地籍 674 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 所有地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人 譲渡人の農地拡大に同意のため。権利内容 売買による所有権移転。

番号 7 久保地先 1 筆 地目 田 地籍 368 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 所有する農地に隣接する土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人 譲受人の要望に応えるため。権利

内容 売買による所有権移転。

番号8 市川地先外8筆 地目 田及び畑 地籍合計2,904㎡ 権利者 いすみ市〇〇〇〇氏 義務者 いすみ市〇〇〇〇氏 事由 譲受人 規模拡大のため。譲渡人 高齢で耕作困難なため。権利内容 売買による所有権移転。

番号6から8までの地籍権利取得後の農業経営の実態は、3ページに記載のとおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号6及び7については7番 押元委員が現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

押元委員（7番）

それでは、私の方から現地調査の報告をさせていただきます。

最初に番号6ですが、7月1日午前10時から譲受人及び譲渡人双方立会のもと現地調査を行いました。

資料3-6をお開きください。申請地は、県道大多喜里見線〇〇地先にあります。地目は田となっておりますが、現況は何年も作付けが行われておらず、草が生えていて、イノシシが掘り起こした後もありました。私個人的には、復田するのは難しい印象でしたが、譲受人は水田で利用するのではなく、ここに育苗ハウスでも建てたいと言っておりました。

次に番号7ですが、7月1日午前9時から測量会社立会のもと現地調査を行いました。

資料3-7をお開きください。申請地は、国道297号線〇〇地先にあります。現況は、水田となっております、今回の譲受人が賃借で作付けをしています。

以上で現地調査報告を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。7番 押元委員の現地報告が終わりました。番号6及び7に関してご質問等のある方はお願いします。

山岸委員（10番）

確認ですけど、番号7は所有者が変わるだけですよ。今までも作付けして水田で利用しているわけですよ。

押元委員（7番）

水田としては、今までも継続して利用しています。譲受人が昔から田を借りて作付けされていたようです。取得した後も水田として利用するとの事でした。以上です。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号6及び7については異議なしと認め可決されました。続きまして番号8については5番 磯野委員に現地調査の報告をお願いします。

磯野委員（5番）

それでは、現地調査の報告をさせていただきます。

6月30日午前9時から譲受人立会のもと現地調査を行いました。

資料3-8をお開きください。申請地は、国道465号線〇〇地先7筆と県道大多喜君津線〇〇地先2筆となっており、地目は田及び畑となっていますが、現況は耕作放棄地となっております。譲受人は、いすみ市で果樹をやっており、取得後は荒れた土地を耕し、果樹を植えたいと言っておりました。また、譲渡人の住居を作業所兼物置として借りることになっており、仲間と一緒に作業を行うと言っておりました。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。5番 磯野委員の現地報告が終わりました。この件に関してご質問等のある方はお願いします。

藤平委員（6番）

譲受人は、いすみ市でどんな果樹をやっているのですか。

磯野委員（5番）

梨をやっております。

藤平委員（6番）

いすみ市で農業を営んでいる方が、わざわざ大多喜に来て現状が荒地の状態を復田してまでもやるのでしょうか。また、有害獣が居るところで本当に果樹を植えるのか、普通に考えても本当に耕作するのか疑問に思う。取得しても、このまま放置されてしまうのではないかと懸念されるが、そこについてどう思いでしょうか。

磯野委員（５番）	本人は、いすみ市に仲間がいて、譲受人の作業所を拠点として農業を行うとのこと。
藤平委員（６番）	農業機械の所有状況はどうか。
事務局（寺井）	総会資料の３ページをお開きください。事務局が伺った内容では、トラクター２台、耕運機１台を所有しております。
志関委員（１０番）	この全ての農地への進入路はどうなっているのか。
磯野委員（５番）	草刈りを行えば軽トラックで行くことは可能だと思われます。
加曾利委員（１番）	耕作してなかった期間はどのくらいですか。
磯野委員（５番）	個人的な見解ですが１０年ぐらいは耕作していない状況です。
押元委員（７番）	申請地の近隣農地の現況はどうなっていますか。
磯野委員（５番）	周辺の農地は、ほとんどが耕作放棄地となっております。
藤平委員（６番）	現況で荒地となっている農地を取得して耕作することは、耕作放棄地が少しでも解消されるという事になるので、この許可申請を認めることとしてよろしいのではないのでしょうか。
議長（岩瀬会長）	他に質疑等はありませんか。
議 場	————— 質問・意見等なし —————
議長（岩瀬会長）	<p>それでは、番号８については異議なしと認め、これで議案第１号は可決となりました。</p> <p>続いて、議案第２号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。</p> <p>本案について、事務局より説明願います</p>

事務局（寺井）

4 ページをお開きください。議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による土地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 29 年 7 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

認定番号 29-13 から 29-23 までを説明します。

農用地利用集積計画各筆明細書 29-13 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町の〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、田丁地先 田 1 筆の 5,209 m²で賃借権の再設定であり、賃料はこしひかり 1 等米 210 kg、期間が平成 29 年 7 月 6 日から平成 35 年 7 月 5 日までの 6 年間 借賃の支払 毎年 9 月 30 日までの持参払となります。

29-14 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 茂原市〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、部田地先 田 6 筆 地籍合計 4,816 m²で賃借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ 1 等米 140 kg、期間が平成 29 年 7 月 6 日から平成 39 年 7 月 5 日までの 10 年間 借賃の支払 毎年 10 月 31 日までの持参払となります。

29-15 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、部田地先 田及び畑の 3 筆 地籍合計 1,807 m²で賃借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ 1 等米 50 kg、期間が平成 29 年 7 月 6 日から平成 39 年 7 月 5 日までの 10 年間 借賃の支払 毎年 10 月 31 日までの持参払となります。

29-16 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小谷松地先 田 2 筆 地籍合計 3,571 m²で賃借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ 1 等米 100 kg、期間が平成 29 年 7 月 6 日から平成 39 年 7 月 5 日までの 10 年間 借賃の支払 毎年 10 月 31 日までの持参払となります。

29-17 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小谷松地先 田 6 筆 地籍合計 9,475 m²で賃借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ 1 等米 280 kg、期間が平成 29 年 7 月 6 日から平成

39年7月5日までの10年間 借賃の支払 毎年10月31日までの持参払となります。

29-18 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小谷松地先 田3筆 地籍合計4,500㎡で貸借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ1等米150kg、期間が平成29年7月6日から平成39年7月5日までの10年間 借賃の支払 毎年10月31日までの持参払となります。

29-19 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小谷松地先 田3筆 地籍合計4,132㎡で貸借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ1等米120kg、期間が平成29年7月6日から平成39年7月5日までの10年間 借賃の支払 毎年10月31日までの持参払となります。

29-20 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、弓木地先 田8筆 地籍合計3,812㎡で使用貸借権の再設定であり、期間が平成29年7月6日から平成38年11月5日までの9年4か月となります。

29-21 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、弓木地先 田9筆 地籍合計2,773㎡で貸借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ86kg、期間が平成29年7月6日から平成38年11月5日までの9年4か月 借賃の支払 毎年10月31日までの持参払となります。

29-22 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 勝浦市〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、田代地先外 田24筆 地籍合計10,573.55㎡で使用貸借権の再設定であり、期間が平成29年7月6日から平成38年11月5日までの9年4か月となります。

29-23 借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、部田地先 田2筆 地籍合計1,113㎡で貸借権は再設定であり、賃料はコシヒカリ30kg、期間が平成29年7月6日から平成39年7月5日までの10年間 借賃の支払 毎年10月31日までの持参払となります。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は24ページから26ページまでのおりです。

	<p>すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。説明は以上です。</p>
議長（岩瀬会長）	<p>事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。</p>
加曾利委員（1番）	<p>借受人〇〇〇〇氏の利用権設定期間が9年4か月となっているが何か理由があるのですか。</p>
事務局（寺井）	<p>借受人〇〇〇〇氏からの要望により借りている農地全ての終期を11月にしたいとのことでした。</p>
議長（岩瀬会長）	<p>他に質疑等はありませんか。</p>
議 場	<p>————— 質問・意見等なし —————</p>
議長（岩瀬会長）	<p>質疑等がないようですが、議案第2号について異議ありませんか。</p>
議 場	<p>————— 異議なしの声あり —————</p>
議長（岩瀬会長）	<p>議案第2号については、異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。 続いて、報告事項について事務局よりお願いします。</p>
事務局（寺井）	<p>27ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年7月5日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。</p> <p>番号9 所在地 黒原地先外4筆 地目 畑及び田 地籍合計 3,670 m² 登記原因・日付 相続 平成29年5月29日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。</p> <p>番号10 所在地 黒原地先外18筆 地目 田及び畑 地籍合計 6,651 m² 登記原因・日付 相続 平成29年6月12日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。</p> <p>番号11 所在地 小苗地先外8筆 地目 田及び畑 地籍合計 7,214 m² 登記原因・日付 相続 平成29年6</p>

月 16日 権利者 長生郡睦沢町〇〇〇〇氏。

事務局（寺井）

29ページをお開きください。報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成29年7月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 所在地 上原地先1筆 地目 田地 籍 2,058 m² 変更登記地目 山林 登記原因・日付 年月日 不詳 調査・報告地目 平成29年6月14日押元委員、猿田委員、及び事務局2名にて土地所有者の代理人の立会のもと現地を確認しましたので報告させていただきます。現況は、雑木、竹、草が繁り、長期間耕作が行われていない様子であった。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇氏。以上です。

議長（岩瀬会長）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。質問のみ受け付けます。

議 場

————— 質問等なし —————

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後2時56分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年7月5日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 藤平重男

署名委員 猿田義久